

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付等要綱

制 定 平成30年2月1日付け29生畜第1022号
最終改正 令和6年12月17日付け6畜産第2285号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(趣旨)

第1 令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、国産チーズの競争力を高め、将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにするとともに、製造コストの低減と品質向上・ブランド化を推進することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る必要がある。このため、チーズ工房をはじめとするチーズ加工施設について、その製造設備の生産性向上を通じたコスト縮減や、その機能高度化等を通じた付加価値の高い加工品の生産を支援する。

(通則)

第2 国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金の交付は、チーズ工房をはじめとするチーズ加工施設について、その製造設備の生産性向上を通じたコスト縮減や、その機能高度化等を通じた付加価値の高い加工品の生産を支援することを目的とする。

(事業の内容)

第4 本事業において実施する事業の内容、事業実施主体及び採択要件については、別表1に定めるところによる。

(事業の実施)

第5 別表1の事業実施主体の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）は、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定、当該成果目標の達成状況の評価等を行うも

のとする。

(交付の対象及び補助率)

第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(事業実施計画の承認及び実施状況等の報告)

第7 補助事業者は、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表3の補助事業者の区分の欄に掲げる事業の補助事業者の区分に従って、それぞれ同表の交付決定者の欄に掲げる者（以下「地方農政局長等」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

2 補助事業者は、畜産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況及び実施結果の評価を地方農政局長等に報告するものとする。

(申請手続)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第10 地方農政局長等は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第11 補助事業者は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第12 補助事業者（地方公共団体を除く。以下第12及び第13において同じ。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長等にあらかじめ届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第13 補助事業者は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第14 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第15 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更欄に掲げる変更以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第16 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することが出来ないと見込まれる場

合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第17 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第2四半期及び第3四半期の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(概算払)

第18 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第14第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合

であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第20 地方農政局長等は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第21 補助事業者は、第20第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第1項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第20第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第22 地方農政局長等は、第14第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第20第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第23 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第24 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第8第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。
- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
- (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第25 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第26 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第27に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第27 補助事業者は、第7第1項の規定による事業実施計画の申請、第7第2項の規定による事業実施状況及び評価結果の報告、第8第1項の規定による交付の申請、第11の規定による申請の取り下げ、第14第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第14第2項の規定による補助金額の減額を伴う変更の申請、第16第1項の規定による事業遅延の届出、第17の規定による状況報告、第18の規定による概算払請求、第19第1項の規定による実績報告、第19第2項の規定による年度終了実績報告、第19第4項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第24第3項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
 - 3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができる。
 - 4 補助事業者が第1項の規定による共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

(推進指導等)

- 第28 地方農政局長等は、地域の実態に即し、かつ、施設の管理者の自主性及び創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、必要に応じて事業実施計画等に関係する都道府県との間で管内の情報を共有し、都道府県及び市町村と密接な連携を図りつつ、補助事業者に対して必要な助言及び指導を行うものとする。
- 2 地方農政局長等は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、本事業の実施手続及び実施状況について、畜産局長が別に定めるところにより、本事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業に反映させるものとする。

(委任)

- 第29 本事業に実施に関し必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、畜産局

長が別に定めるところによる。

(環境負荷低減に向けた取組)

第30 本事業の実施に当たっては、補助事業者は、事業申請時に「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」（参考様式）を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和3年12月27日から施行する。
- 2 この通知による改正前の国産乳製品等競争力強化対策事業交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年12月9日から施行する。
- 2 この改正の施行に伴い、国産乳製品等競争力強化対策事業実施要綱（平成30年2月1日付け29生畜第1019号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の国産乳製品等競争力強化対策事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年12月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金交付等要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表 1（第 4 関係）

事業内容	事業実施主体	採択要件
チーズ製造施設・設備の整備	事業実施主体は、乳製品製造を行う食品事業者又は乳製品製造を行うことが確実な者とする。	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。 （１）取組の内容が第 5 の成果目標に沿っていること。 （２）整備対象である施設及び設備が第 5 の成果目標の達成に直結するものであること。 （３）整備対象である施設及び設備の能力・規模が当該事業の事業実施主体の規模、過去の業績等からみて適正であること。 （４）その他畜産局長が別に定める要件を満たしていること。

別表 2（第 6、第15関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
I 国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金 国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業	補助事業者が本要綱に基づいて行う事業に係る次に掲げる経費 1 国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業 （１）チーズ製造施設・設備の整備 （２）チーズ製造施設・設備の廃棄	1/2以内 ただし、畜産局長が別に定める場合にあつては、別に定める額とする。	1 同一の施設及び設備の設計単位ごとに次に掲げる変更又は国庫補助金の増 （１）経費の欄に掲げる（１）及び（２）の経費の相互間における経費の30%を超える増減 （２）工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 補助事業者の名称の変更 4 事業の中止又は廃止

別表 3（第 7 関係）

事業名	補助事業者の区分	交付決定者
国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業	左欄に掲げる事業を実施する補助事業者のうち以下の区分以外のもの	補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
	北海道に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	北海道農政事務所長
	沖縄県に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長